平成２９年（フ）第２４号
兵庫県豊岡市日高町水上６番地の１　フラッツ１　105号
債務者　牧野　　彩
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
愛媛県松山市森松町658番地５　森松ビル201号
債務者　和田　定子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５４号
愛媛県松山市春美町６番６号　コーポ春美203号
債務者　**菅**　　静香
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２８号
愛媛県四国中央市中曽根町1546番地１、前住所愛媛県四国中央市金生町下分1267番地の３
債務者　三宅　定治
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第２０号
大分市敷戸北町17番１Ａ10―201号
債務者　東村　理香
1　決定年月日時　平成29年３月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５０号
大分市大字小池原61番地の１（コーポアクティーＡ105）
債務者　安田　秀一
1　決定年月日時　平成29年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７１号
宮崎市淀川２丁目５番３号　コーポエイアイ102号
債務者　伊比井薫美（旧姓中津）
1　決定年月日時　平成29年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０号
石川県小松市下粟津町い19番地７
債務者　宮下　麻美
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第１９７号
名古屋市港区木場町２番地の８　ニューコーポ名南一番館916号
債務者　川上　慶輔
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２００号
愛知県半田市亀崎町２丁目54番地
債務者　宮地　保澄
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７号
高知県四万十市下田1434番地　戸田敏美方、旧住所兵庫県神戸市北区有野台６丁目21番Ｂ31棟305号
債務者　向井百合子
1　決定年月日時　平成29年３月27日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第８号
神奈川県横須賀市佐原５丁目４番１―412号
債務者　照山　清美
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第３６号
神奈川県横須賀市田浦町１丁目13番地
債務者　長野　　忍
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第３７号
神奈川県横須賀市田浦町１丁目13番地
債務者　長野　朋子
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第７４号
神奈川県平塚市田村２丁目11番５号　特別養護老人ホーム　サンレジデンス湘南、住民票上の住所神奈川県平塚市御殿１丁目19番29号ハウスさがみ野101号
債務者　片桐　良次
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１２１号
神奈川県秦野市鶴巻北３丁目７番45号　ベルデュールＦＩ　202号、前住所神奈川県綾瀬市寺尾北２丁目11番６―402号
債務者　増田　優輔
1　決定年月日時　平成29年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部